

中間報告に対して寄せられた意見の概要

○ 指針の基本的な考え方に関すること

- ・ 手書きされた漢字の字形に関する評価の考え方をもっと強調し、評価に当たっては、点画の細部にこだわるべきでないことを徹底すべき。
- ・ 筆順、画数等について言及すべき。
- ・ 平仮名の字体についても言及すべき。
- ・ 手書き文字の独自性をしっかりとうたうべき。
- ・ 手書きの楷書の基準となる文字を示すべき。
- ・ 書き順が字体に関わる場合について説明すべき。
- ・ 「同じ文字として様々に肉付けされた数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通した特徴」という表現を「同じ文字として様々の変遷を経た数多い個別の文字の形状から合理的に選別されてきたものであり」とすべき。
- ・ 「衷」は、「印刷文字のデザイン差」としているが、「字体の違いに及ぶデザイン差」ではないか。画数の変わる書き方について、どこまで許容するのか。
- ・ 「雨」の点の方向について「水」型を示しているが、俗字とみなす辞書もある。異体字とみなされる場合があるものについても、字形の違いと判断してよいのか。
- ・ 常用漢字それぞれの文字の部首に関する統一的な基準を示してはどうか。
- ・ 常用漢字それぞれの文字の筆順及び画数の統一的な基準の導入が望まれる。

○ 指針の示し方、表現等に関すること

- ・ タイトルは漢字に関する指針であることが分かるようにすべき。
- ・ 教員養成の場や教育関係者への周知と普及が重要である。
- ・ 教師用の普及版を検討し、内容を精選したものを配布すべき。
- ・ デザイン性に富むパンフレットを作成してはどうか。
- ・ レイアウト等の工夫が必要。
- ・ 第1章1の図6について、「字形」と「書体」の違いまで図示すべき。
- ・ 「学」による「歴史的に形成されてきた書体の例」は不適切である。
- ・ 手書きとしての自然な書き方、ふさわしい字形というものの具体的な内容について、明確に述べていない。
- ・ 字形比較表には、思い付く限りの字形例を載せるべき。表に載っていないものを誤りであるとされるおそれがある。
- ・ 字形比較表に載せられる字形の例が限られている場合、一つ一つに、ほかにも実現し

得る字形があるというコメントを付すべき。

- ・ 古典の楷書の書き方について、もっと重視すべき。
- ・ 囲まれた空間の中ではらうような字は不正解ではないにせよ例示しない方がよい。
- ・ 1字に二つのはらいがあるような字形は例示しない方がよい。
- ・ 手書きの楷書体の成立に言及している部分について、楷書が行書のみを母体としているように受け取られかねない。隷書についても言及すべき。
- ・ 「極端な場合を除いて」といった表現は、その範囲を求められることにつながらないか。
- ・ 「点画」「線」「棒」などの用語について、学習指導要領との関係などを参考にした整理が必要。「点画とは何か」ということについても説明すべき。
- ・ 長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか等は、全て字形の違いとして捉えられるといった表現を用いるときは、字体の違いに関わる場合を除いて言っていることが分かるよう注意が必要。

○ 常用漢字表本体に遡及すること

- ・ 平成22年に追加された字種について、康熙字典体を模した手書き字形は示すべきでない。
- ・ 平成22年に追加された字種のうち、康熙字典体を通用字体として採用したものについては、その字形を変更すべき。
- ・ 平成22年に追加された字種のうち、康熙字典体を模した手書き字形を「字体の違いに及ぶ」としているが、その一部については、昭和56年の常用漢字表からの字種に適用されている考え方からすれば、字体の違いに及ぶとは言えない場合があるのではないか。
- ・ 「点画の性質」という表現は再考すべき。

○ 学校教育との関係に関すること

- ・ 学習指導要領に明確に記入すべき。
- ・ 次期学習指導要領にこの報告の内容を反映し、特に「字体についての解説」の取扱いに関しては、目安ではなく基準とする。
- ・ 指針の見方及び使い方について、「いかなる意味においても標準の字形又は推奨すべき字形として示すものではない」を「この運用については、学校教育などの必要性に応じて考えて差し支えはない」といった表現にし、中高での「標準」として用いる余地を残すべき。
- ・ 小学校学習指導要領 国語 1, 2学年 書写に関する事項 (2)「イ 点画の長短や方向、接し方や交わり方などに注意して、筆順にしたがって文字を正しく書くこと」との整合を図るべき。
- ・ 「許容の書き方」という考え方はどうなるのか。

- ・ 教育の問題として、勇気を持って方向性を示すべき
- ・ いわゆる「許容される書き方」を限定的に適用するか、全てにおいて適用するか、どちらかの立場を明確にすべき。
- ・ 「糸」の明朝体型の書き方について手厚いが、過去に学んだ大人に対する配慮よりも、「手書きとしての望ましい形とは何か」「教育現場ではどうするのがよいか」を明確に示すべき。
- ・ 「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外のものについても、標準の字形を明確にすべき。

○ 窓口業務との関係に関すること

- ・ 手書きの楷書の習慣による文字が、戸籍実務で「俗字」とされている場合がある。戸籍住民基本台帳事務と常用漢字表の考え方との間には微妙な違いがあり、その点に配慮がなされている点は評価できる。

○ 具体的な問題、個別の字に関すること

- ・ 「漢」「薄」「簿」などの構成要素のバランスが異なった文字の取扱いについて、どのように考えるか。
- ・ 「衆」「旅」などの古い明朝体の書き方に対応すべきか。
- ・ 「曜」「溺」などの「ヨヨ」「羽」等の混在した書き方を認めるか。
- ・ 「茶」を「案」「保」などと同列に扱うのはどうか。
- ・ 「毎」の下部も「貫」と同様に交わらないように書いてもよいか。
- ・ 「奥」「換」などの「大」を「貝」の下部のように書いてもよいか。
- ・ 「西」「四」などの「目」を横にしたような形の扱いをどうするか。
- ・ 「重」「禾」などの1画目を右方向へはねるように書いてもよいか。
- ・ 狭い部分に「土」「士」がある場合には、長短が問題にならないと言うが、「狭い部分」に基準はあるか。
- ・ 「末」「未」を構成要素に持つ漢字についても、狭い部分にあると捉えて字体の違いとは判断すべきでないのか。
- ・ 「十」「許」「布」などの最終画をはねているものはどう考えるか。
- ・ 「彙」の手書きの楷書の「ヨ」の最終画が左右に長い形もある。「ヨ」型が代表的と考えるか。
- ・ 長短の問題としての「布」の例は、別のところに示すべき。
- ・ 「茶」を「案」「保」などと同列に扱うのはどうか。
- ・ 「才」（てへん）の取上げ方は妥当である。